

令和4年度高知県伝統的工芸品等デジタルパンフレット作成等委託業務プロポーザル審査要領

令和4年度高知県伝統的工芸品等デジタルパンフレット作成等委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和4年度高知県伝統的工芸品等デジタルパンフレット作成等委託業務プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は審査員一人あたり100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 業務に対する考え方とデジタルパンフレットのコンセプト (20点)
- (2) デジタルパンフレット概要(全体構成、レイアウト、イメージ等) (24点)
- (3) 製品紹介ページイメージ (26点(※写真・デザイン13点/文章表現13点))
- (4) 業務スケジュール (8点)
- (5) 実施体制および関連業務実績(12点)
- (6) 経費見積 (10点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時: 令和4年5月16日(月) (予定)

場所: 本町ビル2階会議室(高知市本町5丁目2番17号2階A室)

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社20分以内とします。
- ② プレゼンテーション開始時間等は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

審査基準

	審査の項目	審査の視点	配点
(1)	業務に対する考え方とデジタルパンフレットのコンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・県が推進しようとしている事業の方向性を理解しているか ・事業の目的や求める効果について十分理解し、実現に有効なコンセプトとなっているか ・本業務により求める効果を達成しようとする意欲が見られるか 	20点
(2)	デジタルパンフレット概要(全体構成、レイアウト、イメージ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・県が求める効果を十分に発揮できる構成となっているか ・各製品等の認知度向上や、販路拡大に繋がる視点が盛り込まれているか ・読者の興味や関心を引きつけるようなレイアウトやイメージ等、工夫されたものとなっているか 	24点
(3)	製品紹介ページイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の購買意欲を刺激するような写真やデザインとなっているか 	13点
		<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的工芸品等の魅力が十分に伝わる文章表現となっているか 	13点
(4)	業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的かつ現実的なスケジュールになっているか 	8点
(5)	実施体制および関連業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的を達成するための体制及び必要な知識や技術を持った人員配置となっているか ・類似事業の実績を有しているか 	12点
(6)	経費見積	<ul style="list-style-type: none"> ・予算額の範囲内で、事業の実施見込み及び効果的な実施が可能となっているか 	10点